給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１０００１号

東京都北区赤羽１―54―８―701　ベルグレードＡ

再生債務者　中山　寛之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年１月30日まで

平成29年１月12日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１００３１号

東京都北区東十条４―13―８―301

再生債務者　多留見　大

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年１月30日まで

平成29年１月12日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第４１号

大阪府大東市氷野４丁目７番53号

再生債務者　山本　将市

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月９日まで

平成29年１月12日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第３号

兵庫県豊岡市日高町浅倉376番地の１

再生債務者　桑鳩　和彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月10日まで

平成29年１月13日

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

平成２８年（再ロ）第３号

京都市伏見区横大路松林27番地34

再生債務者　金田　和之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月13日まで

平成29年１月13日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第５号

青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川44番地

再生債務者　成田　航平

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月12日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第５号

北九州市小倉北区真鶴２丁目１番10―902号

再生債務者　栗田　裕至

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月12日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再ロ）第４号

奈良県生駒市高山町4000番地４

再生債務者　尾山　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月13日　　奈良地方裁判所

平成２８年（再ロ）第６号

熊本市北区下硯川２丁目12番28号

再生債務者　北原　忠弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月13日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年１月23日　　埼玉県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

(1)　山崎　智弘、埼玉県、宮城県教育委員会

ア　中学校教諭一種免許状（保健体育）

イ　高等学校教諭一種免許状（保健体育）

(2)　山崎　智弘、埼玉県、埼玉県教育委員会

ア　小学校助教諭臨時免許状

イ　小学校教諭二種免許状

2　失効年月日　平成29年１月12日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することについたしました。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十九年一月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　http://www.meitetsuunyu.co.jp/gkokai/kantomeitetsu/index.html

(乙)　http://www.meitetsuunyu.co.jp/gkokai/kantocargo/index.html

(丙)　http://www.meitetsuunyu.co.jp/gkokai/tokyocargo/index.html

平成二十九年一月二十三日

茨城県土浦市大畑二一一番地一

(甲)　関東名鉄急配株式会社

代表取締役　村山　　功

栃木県足利市野田町一一二〇番地の一八

(乙)　関東名鉄カーゴサービス株式会社

代表取締役　村山　　功

東京都江戸川区臨海町四丁目三番一号

(丙)　東京名鉄カーゴサービス株式会社

代表取締役　村山　　功

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年一月十二日

掲載頁　五十四頁（号外第六号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年一月十三日

掲載頁　二十五頁（号外第七号）

平成二十九年一月二十三日

東京都目黒区上目黒三丁目八番一四一一〇一号

(甲)　株式会社ＴＭＴジャパン

代表取締役　谷野　　勝

東京都目黒区上目黒三丁目八番一四一一〇一号

(乙)　株式会社ＴＭＴスタイル

代表取締役　谷野　　勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月七日

掲載頁　七十四頁（号外第一五一号）

平成二十九年一月二十三日

東京都港区西新橋一丁目三番一号

(甲)　日立キャピタル株式会社

代表執行役　川部　誠治

沖縄県那覇市久茂地一丁目一番一号

(乙)　沖縄日立キャピタル株式会社

代表取締役　大濱　俊男